

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
4月14日
(火曜日)

目次

告示
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一
浸水想定区域の指定(七件)(河川課)……………二
公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………四
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………五
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………五
教委告示
山口県指定無形民俗文化財の指定……………六

山口県告示第百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
-------------------	----------------	-------------	-------	-------

株式会社アイピーアル
丁目一-番二七号
防府市桑山二丁目一-番二七号
訪問介護
平成二一、三、一

株式会社アイピーアルヘイル
丁目一-番二七号
防府市桑山二丁目一-番二七号
訪問介護
平成二一、三、一

株式会社アイピーアルヘイルヘイル
丁目一-番二七号
防府市桑山二丁目一-番二七号
訪問介護
平成二一、三、一

山口県告示第百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社アイピーアル	防府市桑山二丁目一-番二七号	防府市桑山二丁目一-番二七号	介護予防訪問	平成二一、三、一
株式会社アイピーアルヘイル	防府市桑山二丁目一-番二七号	防府市桑山二丁目一-番二七号	介護予防訪問	平成二一、三、一
山口県厚生農業協同組合連合会	山口市小郡下郷二二三九	柳井市古開作一〇〇〇の一	介護予防訪問	"
有限会社参輪	岩国市周東町下久原一〇二	周南市河東町八番三号	介護予防訪問	平成二〇、四、"

医療法人新生
会
丁目一〇一の
五
デイサービス
センターさく
らんぼ玖ヶ
アセンター
〇五〇四五の二
〇
岩国市玖珂町
介護予
防通所
七、

山口県告示第百八十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川に
ついて浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築
部河川課及び柳井土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

名河川 称の	区		間
	上	流	
屋代川水系	左岸 大島郡周防大島町大字東屋代字保慶二七七三番三地先 右岸 大島郡周防大島町大字東屋代字沖ノ田一一二三番五地先	河口	下流端
宮崎川水系	左岸 大島郡周防大島町大字久賀字横田西二三三九番一地先 右岸 大島郡周防大島町大字久賀字横田東一七一四番一地先	河口	
大内川水系	左岸 熊毛郡平生町大字宇佐木字栗屋田九三六番一地先 右岸 熊毛郡平生町大字宇佐木字山辺五一八番四地先	河口	

山口県告示第百八十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川に

ついて浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築
部河川課及び周南土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

名河川 称の	区		間
	上	流	
佐波川水系	左岸 周南市大字夏切字才金九九〇番地先 右岸 周南市大字埴字四ツ辻二〇三番一地先	佐波川への合流点	下流端
富田川水系	川上ダム	河口	
夜市川水系	左岸 周南市大字湯野字中向田一八九番一地先 右岸 周南市大字湯野字中小串原三八三番一地先	河口	

山口県告示第百八十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川に
ついて浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築
部河川課及び山口土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

川 棚 川 水 系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						
井 関 川 水 系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						
今 津 川	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						
幸 之 江 川 水 系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						
南 若 川 水 系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						
井 関 川 水 系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						

山口県告示第百八十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

川 棚 川	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						

山口県告示第百八十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課、下関土木建築事務所及び長門土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

木 屋 川 水 系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	<p>山口県知事 二井 関成</p> <p>平成二十一年四月十四日</p>						

山口県告示第百八十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

名河川 称の	区		間
	上	流	
深川 川水系	左岸 長門市深川湯本字にし免一五八五番一地先 右岸 長門市深川湯本字四ノ瀬一九八一番一地先	河口	下流 端
三隅 川水系	左岸 長門市三隅上字桜久保八七六番一地先 右岸 長門市三隅上字神田四九六番一地先	河口	

山口県告示第九十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

名河川 称の	区		間
	上	流	
阿武川 水系	阿武川ダム	河口	下流 端

橋本川 阿武川からの分派点

明木川	左岸 萩市大字明木字山下一四七一番一地先 右岸 萩市大字明木字金焼一七八三番一地先	阿武川への合流 点
-----	--	--------------



(一三〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年四月十四日から同年八月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 明屋書店 M E G A 新下関店
所在地 下関市伊倉新町二丁目二〇一の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社九州明屋書店 住所 愛媛県松山市湊町四丁目一九
代表者の氏名 安藤 大三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社九州明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一九 安藤 大三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年十二月二日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、四六三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五〇台

(二) 駐輪場の収容台数

三八台

(三) 荷さばき施設の面積

三五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社九州明屋書店 午前九時 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午前九時まで

八 届出年月日

平成二十一年四月一日

(三三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年四月十四日

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
岩国市麻里布土地改良区	理事	助田 典三	岩国市立石町四丁目一四番一五号
"	"	前川 忠雄	昭和町二丁目四番二〇号
"	"	今中 光雄	山手町二丁目一三番一五号

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
岩国市麻里布土地改良区	理事	助田 典三	岩国市立石町四丁目一四番一五号
"	"	前川 忠雄	昭和町二丁目四番二〇号
"	"	今中 光雄	山手町一丁目一三番一五号
"	"	林 茂生	立石町四丁目一三番一五号
"	"	細川 俊夫	室の木町二丁目七番四一號
"	"	松本 信男	室の木町三丁目五番一八号
"	"	森岡 文人	立石町一丁目二番二一號
"	"	米子 和生	今津町二丁目七番四一號
"	"	金廣 秀春	川口町二丁目一番四一號
"	"	村本 勝行	川口町二丁目一番一六号
"	"	石田 武志	元町四丁目七番四号
"	"	森中 弘	山手町一丁目一三番一九号
"	"	中村 雄三	山手町二丁目一八番一八号
"	"	井原 裕男	室の木町四丁目三番三四号
"	"	蔵重 精一	砂山町二丁目七番一七号
"	"	村田 壽雄	今津町四丁目一三番三三號

平成二十一年四月十四日印刷
平成二十一年四月十四日発行

発行人所

山口県知事

(一三三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十一年四月十四日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称 工事着手時期

工事完了時期

柳井市土地改良区

北町地区
かんがい排水

平成二〇、一二、一〇 平成二一、二、二七



山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十二条第一項の規定により、次の無形民俗文化財を山口県指定無形民俗文化財に指定する。

平成二十一年四月十四日

山口県教育委員会

北浦地方のサバー送り	名 称	
	保 持 者	事 務 所 の 所 在 地
サバー送り保存会	長門市	